国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
コロンビア	ペソ	421,000	289,500	158,000	158,000	42,000	66,000	66,000
ジャマイカ	ドル	18,200	12,500	6,800	6,800	1,800	2,850	2,850
チ　リ	ペソ	94,000	64,500	35,500	35,500	9,500	14,500	14,500
ドミニカ共和国	ペソ	6,750	4,640	2,530	2,530	675	1,055	1,055
トリニダード・トバゴ	ドル	940	645	355	355	95	145	145
ニカラグア	コルドバ	4,255	2,926	1,596	1,596	426	665	665
ハイチ	グルド	9,410	6,470	3,530	3,530	940	1,470	1,470
パナマ	バルボア	143	98	54	54	14	22	22
パラグアイ	ガラニ	800,000	550,000	300,000	300,000	80,000	125,000	125,000
バルバドス	バルバドス・ドル	286	196	107	107	29	45	45
ブラジル	ヘアル	457	314	171	171	46	71	71
ベネズエラ	ボリバル	421,000	289,500	158,000	158,000	42,000	66,000	66,000
ペルー	ソル	471	324	176	176	47	74	74
ボリビア	ボリヴィアーノ	1,000	688	375	375	100	156	156
ホンジュラス	レンピラ	3,361	2,311	1,261	1,261	336	525	525
メキシコ	ペソ	2,730	1,880	1,020	1,020	270	430	430